

1 ごみの減量化及び再資源化

(1) 資源回収推進報奨金交付制度

ごみの減量化及びごみ問題に対する市民の意識を高揚し、資源の有効利用を図ることを目的として、昭和58年から再生利用可能な廃棄物の集団回収運動を展開し、実績をあげた実施団体に対して1kgについて5円を報奨金として交付している。

ア 対象団体……有価物の集団回収を定期的に実施する市内の地域住民で組織する町内会及びその他団体

イ 対象品目

- ◇古紙……新聞紙類、雑誌類、段ボール類、紙パック
- ◇金属……鉄類、非鉄類
- ◇繊維……布類、ボロ類
- ◇ビン……酒ビン類、洋酒ビン類

年度	27	28	29	30	01
実施団体数 (単位：件)	554	549	531	525	514
回収量 (単位：t)	6,102.45	5,648.44	5,284.20	4,891.12	4,415.10
報奨金交付額 (単位：円)	30,512,235	28,242,185	26,420,965	24,455,605	22,075,535

※回収量内訳 (単位：t)

年度	27	28	29	30	01
古紙	5,782.75	5,339.91	4,994.51	4,610.46	4,158.49
金属	158.24	156.03	153.92	155.94	146.52
繊維	5.48	7.98	7.55	7.47	5.97
びん	155.98	144.52	128.22	117.25	104.13
合計	6,102.45	5,648.44	5,284.20	4,891.12	4,415.11

(2) 分別収集推進事業

平成9年4月施行の「容器包装リサイクル法」を1年前倒しし、平成8年4月から資源物の有効利用を図ることを目的として、資源物の分別収集を実施し、ごみの減量化による最終処分場の延命化を図ってきた。

また、平成12年4月からは、リサイクルプラザの稼動にあわせて、ペットボトルとプラスチック類を加えた5種14品目での分別収集を開始し、平成15年4月からは、びん、乾電池、ガスカートリッジ・スプレー缶の排出方法を見直し、4種12分別とした。

さらに、平成21年4月からは、びん、乾電池、ガスカートリッジ・スプレー缶を1分別としていたものを、「びん・乾電池」と「ガスカートリッジ・スプレー缶」の2分別とし、4種13分別とした。

【分別種類（4種13分別）】

≪4種の内訳≫

- ①燃やしてよいごみ……生ごみ、木くず、紙くず、ゴム、革製品等
 - ②燃えないごみ……ガラス類、陶器類、小型家電製品、水銀使用製品等
 - ③粗大ごみ ……大型家具、自転車、健康器具等
- ※家電リサイクル法対象品目を除く。

④資源物

≪13分別の内訳≫

- ①燃やしてよいごみ
- ②燃えないごみ
- ③粗大ごみ
- ④びん・乾電池
- ⑤ガスカートリッジ・スプレー缶
- ⑥アルミ缶・スチール缶
- ⑦新聞
- ⑧雑誌
- ⑨段ボール
- ⑩紙パック
- ⑪その他紙製容器包装
- ⑫ペットボトル
- ⑬プラスチック製容器包装

(3) 生ごみ処理容器無償貸与事業

一般家庭から排出される生ごみを堆肥化し、自家処理することによりごみの減量化及び環境保全に対する意識の高揚を図ることを目的として、生ごみ処理容器無償貸与事業を行っている。

コンポスト容器は平成4年から2年間、ボカシ容器は平成7年から3年間にわたり、処理容器の効果を調査した。

その結果、ごみの減量効果が顕著であることから、コンポスト容器は平成6年度から、ボカシ容器は平成10年度から無償貸与を行っている。

【コンポスト容器無償貸与数】



コンポスト容器は、生ごみや草などを自然に堆肥化する容器で、自然堆肥化容器とも呼ばれ、上部に蓋があり、底部がなく、生ごみの水分が地中に浸透し、悪臭・害虫等を外部にもらさない構造となっている。

容器の貸与は、一世帯につき、大…190ℓ（直径・高さ 70 cm）又は小…130ℓ（直径・高さ 60 cm）のいずれか1個で、貸与期間は2年間でその後無償譲与となる。

年 度	4	6	7	8	9	10	11	12	13	14
貸与数	610	546	840	825	841	538	399	313	425	390
年 度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
貸与数	532	443	211	239	200	408	346	505	52	184
年 度	25	26	27	28	29	30	01	累 計		
貸与数	224	298	270	207	130	157	71	10,204		

【ボカシ容器無償貸与数】



ボカシ容器は、ボカシを用い、生ごみを発酵させ堆肥化する容器で密封発酵容器とも呼ばれ、上部に蓋があり、蓋部分が密封式になっており、密封時には容器内に空気が混入しない構造となっている。

容器（20ℓ<直径 34 cm・高さ 38 cm>）の貸与は、一世帯につき一組（2個で一組）で、貸与期間は2年間でその後無償譲与となる。

年 度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
貸与数	200	200	200	500	491	455	327	472	482	406
年 度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
貸与数	283	239	262	322	316	267	50	159	124	139
年 度	27	28	29	30	01	累 計				
貸与数	104	74	62	75	48	6,257				

第5章 市民協力推進事業

(4) 電動式生ごみ処理機購入費補助金交付事業

家庭から排出される生ごみを自家処理にすることにより、生ごみの減量化及び再資源化を図るため、平成12年度から家庭用又は集合住宅用に電動式生ごみ処理機を購入し設置する市民に対して、電動式生ごみ処理機の購入補助を開始した。

(平成26年度以降は、事業休止)

ア 対象者

◇家庭用

- 市内に居住している者
- 減量化又は堆肥化された生ごみを自家処理できる者
- 市税等を完納している者
- 市内の販売店から購入する者

◇集合住宅用

- 市内の住宅用建築物であること
- 処理能力は一戸につき1kg以上処理できること

イ 補助額

◇家庭用……購入費(消費税を除く。)の2分の1で、2万5千円が限度。

◇集合住宅用……購入費(消費税を除く。)の3分の1で、2万円に世帯数を乗じた額が限度。

【補助件数】

年度	12	13	14	15	16	17	18	19
件数	1,072	579	255	179	261	127	139	84
年度	20	21	22	23	24	25	累計	
件数	98	64	55	18	23	39	2,993	

【補助額】(単位:円)

年度	12	13	14	15	16
補助額	25,916,596	14,013,056	6,189,320	4,281,176	6,149,346
年度	17	18	19	20	21
補助額	2,988,195	3,301,698	1,973,456	2,325,819	1,524,199
年度	22	23	24	25	累計
補助額	1,336,383	445,707	562,573	971,191	71,978,715

第5章 市民協力推進事業

(5) 粗大ごみリユース（再使用）推進事業

比較的使用状態が良く、また、修理等を要せず現状のまま再使用できる粗大ごみを希望する市民に無償で提供することで、3Rの一つであるリユースを推進する。

◇平成20年度試行結果

ア 収集受付	平成20年9月1日～11月7日
イ 展示・抽選会	平成20年11月15日 富久山クリーンセンター
ウ 展示数	34点
エ 申込数	174件
オ リユース数	33点
カ 平均倍率	5.7倍（最高20倍）

年度	回数	展示・申込期間	展示数	申込数	リユース数	平均倍率
22	4回	1/27～2/5	111	817	108	7.5（最高44倍）
23	東日本大震災の影響により中止					
24	1回	1/24～2/2	27	145	26	5.3（最高20倍）
25	4回	5/23～2/1	97	465	89	4.7（最高26倍）
26	4回	5/8～3/14	75	426	71	5.9（最高23倍）
27	4回	5/11～2/20	60	378	59	6.2（最高21倍）
28	3回	5/16～2/18	47	224	42	4.7（最高18倍）
29	3回	5/15～2/17	46	227	42	4.9（最高19倍）
30	2回	7/31～2/16	37	136	36	3.7（最高19倍）

年度	回数	展示・申込期間	抽選会	展示数	申込数	リユース数	平均倍率
01	1回	7/31～8/3	8/3	15	42	11	2.8（最高7倍）

2 啓発及び広報事業

(1) 3Rフェスティバルの実施

平成5年から「ごみ減量とリサイクル」、「きれいなまちづくりと環境保全」に対する市民の意識高揚を図るため、以下の4つのイベントからなる「3Rフェスティバル」を実施している(27回目)。(平成23年度は、東日本大震災の影響により中止、平成26年度から3Rフェスティバルに名称変更)

ア 【「ごみゼロの日」ポイ捨て等防止啓発キャンペーン】

◇5月30日を「ごみゼロの日」とし、JR郡山駅西口駅前中央広場及びその周辺を清掃関係団体等の協力を得て、ポイ捨て等防止の街頭啓発及びポイ捨てごみの回収を行っている。
※令和元年5月30日(木)実施、参加人数…約170人

イ 【ごみ処理施設見学バスツアー】

◇ごみ処理の現状(※中間処理、リサイクル、最終処分)を広く市民に理解していただくため、富久山3Rセンター等の施設見学会を年1回、7月の第1木曜日に行っている。

※令和元年7月4日(木)実施、参加人数…63人

ウ 【「ごみをなくそう!わたしたちの提言」作文・ポスター・標語コンクール】

◇「3Rの推進」をテーマとして、作文・ポスター・標語を、市内の小学生から募集し、入賞者を表彰するとともに、入賞作品をショッピングモールフェスタに展示している。

※令和元年度応募作品数…318点

(作文53点・ポスター(3R)231点・標語34点)

エ 【「生ごみ減量!減るしいレシピ」コンクール】

◇「生ごみ減量」をテーマとして、市民からオリジナルレシピを募集し、入賞者を表彰するとともに、入賞作品を市役所内の市民ギャラリーに展示している。

※令和元年度応募作品数…94点

オ 【3Rを考えるステージ】

◇ニコニコ子ども館にて、郡山女子大学短期大学部幼児教育学科の学生による廃棄物を利用した子供向けの人形劇や楽器演奏、ポイ捨て等防止・ごみ減量・リサイクル・分別収集等についてのPRトーク及びリサイクル対象品の資源物の展示等を行っている。

※令和元年11月17日(日)実施

第5章 市民協力推進事業

(2) 広報誌への記事の記載

「広報こおりやま」に、ごみ減量とリサイクルに関する記事を掲載し、市民の理解と協力を呼びかけている。

(3) 小学生向け学習資料の作成

毎年度、市内の小学4年生を対象に、社会科授業の学習資料として、ごみ減量とリサイクルをテーマとした冊子「わたしたちとごみ」(3,500部)を作成し配布している。

(4) パンフレット等の作成

「ごみの日カレンダー」(毎年度)や「家庭ごみの分け方と出し方保存版」を町内会等を通じて配布し、ごみの分別排出及び適正処理についての理解を呼び掛けている。

(5) 出張講座「どこでも環境教室」、市政きらめき出前講座の開催

市民などが構成する団体からの要請に基づき、担当職員が団体の主催する集会・学習会等に出向き、「わたしたちとごみ」という講座名で、ごみ減量やリサイクル、まち美化に関わる市の取り組みについて説明を行い、ごみに対する理解と協力を求めている。

年 度	27	28	29	30	01
実施回数	2	1	2	1	1
受講者数	106	26	177	80	74

(6) ごみ出しルール対話集会等の開催

ごみの減量と分別排出の徹底を図るため、ごみ出しルール対話集会、出前講座を実施している。

年 度	25	26	27	28	29	30	01
実施回数	9	5	2	15	8	9	7

(7) ごみ集積所立会い指導事業

ごみ出しルールの徹底を図るため、ごみ集積所の管理者である各町内会長等からの要請に基づき、担当職員が役員等と一緒にごみ集積所に立会い、ごみ出しルールの違反者に対して説明、指導している。

3 環境美化事業

(1) 市民総ぐるみクリーンこおりやま運動

美しいまち、美しい自然を保全し快適な生活環境を築くため、道路、公園など公共の場所の環境美化清掃を昭和59年から年2回（6月と10月の第1日曜日）実施しており、平成15年度からは、「市民総ぐるみクリーンこおりやま運動」に名称を改め、市民が一体となって取り組むことによりごみのポイ捨て防止と資源再利用の意識高揚を図っている。

年度	実施日	収集量 (t)	収集回数 (回)
27	春 (6/7)	129.04	128
	秋 (10/4)	113.20	124
	合計	242.24	252
28	春 (6/5)	115.00	127
	秋 (10/2)	111.51	114
	合計	226.51	241
29	春 (6/4)	143.23	128
	秋 (10/1)	119.20	119
	合計	262.43	247
30	春 (6/3)	132.01	129
	秋 (10/7)	102.69	114
	合計	234.70	243
01	春 (6/2)	138.42	128
	秋 (10/6)	107.13	110
	合計	245.55	238

(2) 木戸前清掃

平成8年6月から毎月1日を「木戸前清掃の日」とし、全市一斉に市民及び事業者が、家庭や商店及び事業所などの出入口や玄関先（木戸前）を清掃することで散乱ごみに対する意識の啓発を行い、ごみのない快適なまちづくりを推進している。

(3) 環境浄化推進員制度

市民の健康と環境浄化を守るため、衛生思想の普及と生活環境の保全に努めるとともに、ごみ集積所及びごみの不法投棄の監視や資源ごみリサイクルの指導にあたるため、各地区保健委員会に環境浄化推進員（約700人）を置き、きれいなまちづくりに努めている。

(4) ポイ捨て等防止指導員制度



環境の美化の推進に必要なポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する啓発、指導その他の活動を行うため、「ポイ捨て等防止指導員」（任期2年）を6人委嘱している。

主に、重点区域であるJR郡山駅前地区と開成山公園地区で啓発、指導等を行っている。

※身分…非常勤特別職

※報酬…有

(5) 不法投棄監視員制度

廃棄物の不法投棄等の事件の未然防止及び早期発見を図るため、平成5年4月から「郡山市不法投棄監視員」（任期2年）を委嘱している。

現在、市内全域に25人（報酬…有）の監視員が監視活動を展開している。

(6) 不法投棄一斉撤去作業の実施

市内の山林、川などに大量に投棄されている廃棄物を不法投棄監視員の報告をもとに、地域住民・行政・関係機関が一体となり市内各地区で撤去作業を行っている。

年 度	26	27	28	29	30	01
実施地区数	17	8	11	10	7	15
回収量（t）	32	18	42	20	27	18
処分料（千円）	551	225	574	377	354	300

(7) 廃棄物の不法投棄の情報提供についての協定

日常の業務を通じて廃棄物の不法投棄を発見した場合、市に対して当該情報を速やかに提供することにより、廃棄物の不法投棄を防止し、市民の快適な生活環境の確保を図る目的で、以下の企業等と「廃棄物の不法投棄の情報提供についての協定」を締結している。

- ◇郡山市内郵便局（54局）…………… 平成13年8月9日締結
- ◇郡山地区ハイヤータクシー協同組合（23社加盟）… 平成14年2月12日締結
- ◇各業種組合及び団体（21組合等）…………… 平成15年9月4日締結
- ◇社団法人福島県測量設計業協会
 県中支部（20社加盟）…………… 平成18年11月21日締結
- ◇新聞公正取引協議会福島県支部
 郡山地区実行委員会（38販売店加盟）…………… 平成19年6月29日締結
- ◇日本郵便株式会社郡山市内郵便局（包括連携協定）… 平成27年11月27日締結